

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 令和5年度特定健康診査の実施について ～受診率向上にご協力ください～

『令和5年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法(下記参照)』に基づき、12月31日までに特定健診実施機関(ご案内に一覧表を同封)で受診いただきますようご案内いたします。

対象被保険者の皆様には6月中旬に受診券等をお送りします。

ぜひ、健康の保持増進の機会と捉えていただき、積極的に受診していただきますようお願い申し上げます。

なお、特定健診実施機関である組合員の先生方におかれましては、自院におけるご家族・准組合員(従業員)への自家健診での実施をお勧めいたします。

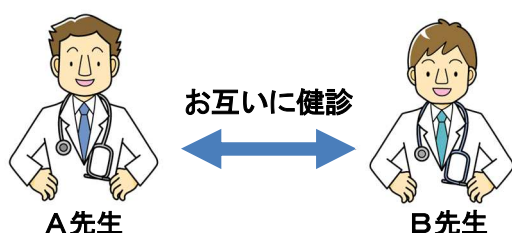
また、特定保健指導につながる場合も自院での保健指導は可能です。(組合にてモデル指導票も準備いたしますので事務局までご照会ください)

令和5年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法

項目	特定健診	特定保健指導
対象者	40歳～74歳の方 ・本年5月31日までに資格取得の手続きが完了した方。 (前記以降の場合は希望により受診券を発行します) ・今年度中に40歳になる方も含まれます。 ・受診期間中に75歳になる方も含まれます。	健診の結果、保健指導を受けなければならない該当者 (本組合から利用券を発行します。)
受診期間	令和5年7月1日～12月31日	健診結果により、概ね3か月～6か月間
健診機関及び指導機関	①特定健診実施機関一覧表に掲載のある健診実施機関(個別健診) ②島根県環境保健公社の検診車等による健診(集団健診)	該当者に利用券を送付する際、保健指導機関をお知らせいたします。
受診・指導方法	被保険者証・<u>受診券・質問票(必要事項を記入の上)</u>を持参	被保険者証・利用券を持参
自己負担額	なし	なし
<u>自家健診</u>	<u>自家健診(家族・職員)は可能です。</u>	/
<u>自己健診</u>	医師が自分で自分を健診することは認められません。 ※先生方にはお互いに健診をしていただくなど提出へのご協力をお願いします。	(医師が自分の保健指導をすることは認められません。)
その他	組合員の方で「 <u>人間ドック</u> 」を受けられた場合、 <u>健診結果データの提供により特定健診受診者となります。</u>	/

- ※ 特定健診・特定保健指導に関し提供いただいた健診・指導結果を含む個人情報、本組合の特定健診・特定保健指導以外の事業の他、個人が特定できる情報としての公表並びに第三者への提供は一切行いません。
- ※ 准組合員（従業員）には、労働安全衛生法に基づく健康診断（事業主健診）が義務付けられておりますが、『受診券』を利用すると特定健診の基本項目、追加項目（貧血・尿酸・クレアチニン）、詳細項目（貧血・心電図・眼底）部分は医師国保が費用を負担しますので、事業所負担の軽減にもつながり受診率向上にもご協力いただけます。
- ※ 「特定健診実施機関」におかれましては、受診率向上のため、窓口において受診される方への受診券提出のお声掛けをお願いいたします。

親しい先生同士での健診をお奨めします！



お互いに「受診券」「質問票」「血液検査情報」（自院で採血された血液検査情報でも可）をもって健診を行って下さい。

健診方法は問いません。それぞれで費用請求していただけますから直接の費用のやり取りは不要となります。

※ 自院が特定健診実施機関である場合に限りです。

- 人間ドックや職場健診、各郡市医師会等で実施される健康診断のデータも特定健診データとして利用できます。（費用助成等について島根県医師会報4月号でご案内しています）
- ABC（胃がんリスク）検診の費用助成も行っていますので、特定健診と一緒に実施されることをお勧めします。
- 人間ドック等からのデータ提供される場合は、医師国保組合にお知らせ下さい。（データ提供様式をお送りします）

2. 特定保健指導の実施率向上について

自院での家族・従業員への特定保健指導は可能です！

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

県内の特定保健指導実施機関（協会けんぽ島根支部指定18機関）にて実施できますが、組合員の先生方による保健指導の実施も可能です。最終の実績評価後は直接本組合に費用請求を行っていただけます。詳しくは、本組合にお問い合わせ下さい。（組合からモデル指導票の提供も行っています。）

- ★ 組合員（医師）による特定保健指導（動機付け支援）は、医師国保組合や各自治体の資料を利用して実施できます。